

## 奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集要項

### 第1 募集の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館カフェ・レストランを出店する事業者を募集する。

### 第2 万葉文化館の概要

- 1 開館 平成13年9月
- 2 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地
- 3 万葉文化館の運営目標
  - (1) 地域文化教育力の向上  
地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成する
  - (2) 地域との交流促進  
地域の文化の情報発信・伝承  
県内外の市町村、大学、団体等との連携
  - (3) 地域経済力の向上  
観光交流人口の拡大  
地域産業の活性化
- 4 開館時間及び休館日
  - (1) 開館時間：10時から17時30分まで
  - (2) 休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）  
年末年始、その他展示替日等の臨時休館あり
- 5 過去の入館者数 別紙1のとおり
- 6 設置者 奈良県（以下「県」という）

### 第3 カフェ・レストラン営業の概要

- 1 営業開始日、営業日及び営業時間
  - (1) 営業開始日：令和6年4月2日（火）  
ただし、出店準備のため営業開始が4月2日に間に合わない場合は、県と協議のうえ、営業開始日を決定する。
  - (2) 営業日：原則、万葉文化館の開館日と同じとする  
過去5ヶ年 平均開館日数 268日
  - (3) 営業時間：万葉文化館の開館時間に準じる。
- 2 出店期間  
令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日  
※以降、1年更新とし、出店事業者の行政財産の使用状況等を勘案し、継続して使用許可できると万葉文化館館長が判断した場合は、令和7（2025）年4月1日から4年間を限度に使用許可を更新できるものとする。
- 3 カフェ・レストラン施設の概要  
出店事業者を募集する施設の概要は以下のとおり

- (1) 場 所：万葉文化館エントランスホールの一部
- (2) 飲食部分面積：99.97㎡・厨房部分面積：15.18㎡
- (3) 平 面 図：別紙2 平面図のとおり
- (4) 設備及び備品
  - 飲食部分：テーブル・椅子 等
  - 厨房部分：キャビネット・ラック・冷凍冷蔵庫・テーブル・瞬間湯沸かし器  
・ガスレンジオープン・テーブル冷蔵庫 等

\*現地説明会で設備及び備品を確認すること  
\*既存以外の備品、消耗品、その他必要な物については、出店事業者が準備すること

#### 4 出店条件

飲食店の営業とし、次の条件を満たすこと。

- (1) 営業の許認可
  - 飲食店営業の許認可等各種法令で定められた許可の取得や届出のうち、出店事業者の責任で行うものについては、所定の期日までに行うものとする。さらに、出店事業者が自己の負担において、各種保険等に加入するものとする。
- (2) 店 舗
  - ① 躯体、空調、標準的な換気設備一式、給排水・電気・ガス設備の厨房室までの配管・配線・コンセント等については、既存設備を利用すること。
  - ② 既存以外の厨房備品、厨房機器やその他営業に必要と思われる備品・設備は、開店までに出店事業者が準備するものとする。
  - ③ カフェ・レストランの使用許可が終了した場合は、出店事業者の負担と責任において、新たに設置した備品・設備を撤去し、原状に復して県に渡すものとする。
- (3) 営業の委託、転貸及び譲渡の禁止
  - カフェ・レストランの営業を他者に委託、転貸、譲渡することはできないものとする。
- (4) 共用部分の利用
  - カフェ・レストランの周囲の共用部分を倉庫、荷置き場等に利用することは原則できないものとする。
- (5) 万葉文化館実施事業等への協力・参画
  - 万葉文化館で実施される県及び市町村の関連事業には協力するとともに、積極的に参画するよう努めること。
- (6) その他
  - カフェ・レストランで発生するゴミは、出店事業者が収集処分すること。

#### 5 営業における遵守事項

- (1) 万葉文化館の運営目標等をよく理解し、品格ある営業を行うこと。
- (2) 万葉文化館全体の管理運営に協力的であること。
- (3) 原則として営業に責任の負える者を駐在させること。

#### 第4 営業基本条件

##### 1 営業方法

県がカフェ・レストランの場所を使用許可し、出店事業者が自己の責任で営業を行う。このため、カフェ・レストランの販売代金は出店事業者に帰属し、カフェ・レストランの営業にかかる経費は全て出店事業者が負担する。

##### 2 カフェ・レストランの場所に係る使用料

奈良県行政財産使用料条例及び総務部長通知による。

## 第5 施設・設備等の内容及び負担区分

区 分	内 容	出店事業者負担分
カフェ・レストラン施設	当要項第3の3に規定する施設	県が使用許可し、使用料等は第4の2による。2023年度使用料概算額 105万円 (これまでの実績を考慮して、県の規程により減免した金額である)
県が所有する厨房設備・備品及びテーブル等の備品	キャビネット、ラック、冷凍冷蔵庫、テーブル、瞬間湯沸かし器、ガスレンジオープン、テーブル冷蔵庫 等	無料で使用することができる。故障等による修理が必要な場合、出店事業者が負担する。
その他備品	県が所有する以外の物	出店事業者で用意する。
光熱水費	電気及び上下水道、	カフェ・レストランにかかる子メータを設置。年間使用見込額 約70万円
	都市ガス	出店事業者が別途契約
警 備	常駐警備・機械警備は館で実施	面積按分による算出額を負担する。 年間必要見込額 約5万円
清 掃		出店事業者で負担する。(別途契約のこと)
ゴミ処理		出店事業者で負担する。(別途契約のこと)
電 話	設置・撤去(内線電話は設置済)	出店事業者で設置する。

## 第6 応募方法等

### 1 応募資格

応募の時点において、以下の要件を満たす法人、任意団体及び個人に限る。

- (1) カフェ・レストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止処分を過去3年以内に受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
  - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしている者。ただし、手続開始の決定後に、応募に支障がないと認められた者は、この限りでない。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有している者。なお、資格要件確認のため、奈良県警察本部に照会する場合がある。
  - ④ 国税、県税、市町村税等を滞納している者。

## 2 応募方法

### (1) 説明会及び現地見学会参加申込

応募希望者は、参加申込書（様式1）に記入のうえ、令和6年2月8日（木）必着で万葉文化館まで郵送、持参にて提出してください。

### (2) 説明会及び現地見学会

令和6年2月9日（金） 16時～ 万葉文化館

説明会は、説明会参加申込書（様式1）提出者のみ参加できます。

### (3) 質問及び回答

①受付期間：令和6年2月14日（水）15時まで

②提出方法：質問書（様式2）をFAXまたは持参にて提出して下さい。

③回答方法：令和6年2月16日（金）までにFAXで回答します。

### (4) 応募方法

①応募受付期間：令和6年2月16日（金）～2月23日（金）

②提出方法：必要書類を作成のうえ、万葉文化館まで持参にて提出。

休館日（2月19日（月））を除く 10時から17時まで。

### (5) 応募に必要な書類及び提出部数

①応募申込書 (正1・写5) (様式3)

②誓約書 (正1・写5) (様式4)

③万葉文化館カフェ・レストラン 出店事業者概要、実施体制及び収支計画  
(正1・写5) (様式5)

・会社概要などがあれば添付すること

④企画提案書(様式任意) (正1・写5)

・志望の理由、飲食の実施イメージ、メニュー案、過去の実績とそれをどのように万葉文化館の魅力向上に活かすか等について記載すること

⑥財務諸表(写し) (写1)

・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書

・個人の場合は、直近3カ年の税申告書

⑦その他、県が必要と認める書類

### (6) その他

応募にかかる費用は、出店事業者の負担とする。

## 3 企画提案を求める項目

### (1) イメージ・コンセプト

万葉文化館のレストランとして、どのようなイメージ・コンセプトで営業を行うのか

### (2) カフェ・レストランの雰囲気

店内の雰囲気及び来客おもてなしの考え方

### (3) 取扱商品

来館者に、また訪れたいと思ってもらえるようなメニュー案・価格案

### (4) 営業体制及び営業戦略

人員の配置体制、集客対策、広報計画、その他

### (5) 営業方針・事業計画

開店までの準備に関する計画及び年間の事業計画・収支計画

### (6) 万葉文化館との連携

集客のための斬新な企画等

### (7) その他

万葉文化館の運営目標の達成のために資すると考えられる企画提案

#### 4 選定の方法

- (1) 応募者の中から、県が設置するカフェ・レストラン出店事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により選定する。
- (2) 選定にあたって必要がある場合には、プレゼンテーション、ヒアリング等、選定委員会が応募内容の説明を求める場合がある。また、選定に要する資料の追加提出等を求めることがある。
- (3) 選考結果については、令和6年3月中旬までに応募者全員に通知する。なお、選考理由及び結果等に対する問い合わせには応じない。
- (4) 評価項目及び得点配分（50点満点）
  - ①業務実績・経営安定性（配点10点）
    - ・過去の業務実績を万葉文化館の魅力向上に活かすことができるか。
    - ・直近の財務諸表、税申告書からみて経営は安定しているか。
  - ②意欲・積極性（配点5点）
    - ・提案に新しいアイデアや積極的な内容がみられるか。
  - ③企画力（配点10点）
    - ・メニュー案の品目や価格案は、募集要項に示した運営条件に沿ったものであるか。
    - ・当館の売りとなるようなメニューの独自提案ができているか。
  - ④実施体制（配点10点）
    - ・業務遂行に必要な組織構造となっているか。
    - ・必要な人員を確保しているか。
  - ⑤収支計画（配点5点）
    - ・収支計画の算定は適正か。
  - ⑥運営力・総合力（配点10点）
    - ・万葉文化館の運営方針を理解した運営計画となっているか。
    - ・飲食の実施イメージが当館の開設目的・雰囲気合っているか。
- (5) 選定委員の評価点数を合計し、最高点の応募者を出店事業者として選定する。

ただし、総得点が一定基準（6割）に満たない場合は、出店事業者を選定しないこととする。

また、応募者が1者の場合、総得点が一定基準（6割）以上であるか評価し、出店事業者を選定する。

#### 5 その他

- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、許可後には、許可を取り消すことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 営業期間中において、業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (4) 使用許可の取消などに関する詳細については、出店者事業者と万葉文化館の間で協議を行い、覚書を締結するものとする。

#### 6 応募から選定までのスケジュール

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・募集要項の配布      | 令和6年1月18日(木)頃 |
| ・説明会参加申込書提出期限 | 令和6年2月8日(木)   |
| ・説明会・現地見学会    | 令和6年2月9日(金)   |
| ・質問受付期限       | 令和6年2月14日(水)  |
| ・質問回答期限       | 令和6年2月16日(金)  |
| ・提案書受付期限      | 令和6年2月23日(金)  |

- ・提案審査会
- ・審査結果の通知

令和6年2月下旬～3月上旬

令和6年3月上旬～3月中旬

7 各種書類提出先  
〒634-0103

高市郡明日香村飛鳥 10 奈良県立万葉文化館

電 話 0744-54-1850 F A X 0744-54-1852

メールアドレス koho@manyo.jp

ホームページ <https://www.manyo.jp>

別紙1 5 過去の入館者数

平成30年度から令和4年度の月別来館者数及び開館日数の平均

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	開館日数
5年平均		8,587	11,433	7,404	5,378	7,784	9,197	9,861	11,739	4,304	4,151	7,008	5,766	92,610	268

(単位:人)

各月の平均は、令和2年3月から令和2年5月中旬までの閉館期間も含めて平均しています。

令和5年度の月別来館者数及び開館予定日数

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	開館日数 (予定)
R5		6,379	11,109	4,401	4,455	5,611	5,838	5,194	7,918					50,905	273

(単位:人)

